

第 40 回 岩国市都市計画審議会

議 事 録

(写)

令和 7 年 5 月 16 日

第 40 回 岩国市都市計画審議会会議録

○日 時 令和 7 年 5 月 16 日（金曜日） 14 時 00 分～15 時 15 分

○場 所 岩国市役所 6 階 議会会議室

○次 第

1 開 会

2 議 事

（1）議事録署名委員の指名について

（2）議案第 25 号 岩国市都市計画マスタープランの改定について

3 閉 会

○出席者〔委員 14 人〕

委 員（1 号委員）	塚 本 俊 明	市 川 英 之
	梅 川 仁 樹	廣田 登志子
	豊 島 貴 子	
（2 号委員）	武田 伊佐雄	藤 本 泰 也
	桑 田 勝 弘	長 岡 辰 久
（3 号委員）	田 村 桂 一	（代理：井 畑 雅 之）
	笹 井 雅 之	正 木 征 利
（4 号委員）	吉 野 俊 一	河 本 富 枝

○欠席者〔委員 2 人〕

委 員（1 号委員）	榊 原 弘 之
（4 号委員）	綿 谷 孝 司

○傍 聴〔0 人〕

○事務局 定刻となりましたので、ただいまから、第 40 回岩国市都市計画審議会を始めさせていただきます。

本日は、大変お忙しいところ、ご出席を賜り、まことにありがとうございます。私は本日、司会をいたします、都市計画課の中本と申します。どうぞよろしくお願いいたします。それでは、会議の開会にあたり、内坂都市開発部長からご挨拶申し上げます。

○内坂部長 みなさんこんにちは。都市開発部長の内坂でございます。

本日は大変お忙しい中、第 40 回都市計画審議会にご出席をいただきまして、誠にありがとうございます。

また平素より、市政並びに、都市計画行政の推進にあたり、ご理解、ご協力を賜り、重ねてお礼申し上げます。

さて、本日の審議会は、1 件の報告を予定しております、岩国市都市計画マスタープランの改定についてですが、前回 2 月に実施しました都市計画審議会において、現計画書の第 1 章、第 2 章の内容となる「岩国市の現状」、「都市づくりの目標」、「将来都市構造」についての見直し案をご報告させていただきましたが、今回は第 3 章に記載のある市全域の都市づくりの方針となる全体構想について案をまとめましたので、ご報告させていただき、ご助言等いただきたいと思いますと考えております。

以上、簡単ではありますが、開催にあたっての挨拶とさせていただきます。委員の皆様におかれましては、忌憚のないご意見を賜りたいと考えておりますので、どうぞよろしくお願い申し上げます。

○事務局 それでは、議事に入ります前に、前回の都市計画審議会から、人事異動に伴う委員の変更がありましたので、ご紹介をさせていただきます。

3 号委員といたしまして、

山口県岩国農林水産事務所所長 笹井 雅之委員、

山口県岩国土木建築事務所所長 正木 征利委員、

また、1 号委員と 4 号委員の方においては令和 7 年 2 月 22 日をもって任期が満了し、次の任期である令和 9 年 2 月 22 日まで再任をいただきました。皆様引き続きよろしくお願いいたします。また、委員の変更が無いことから、会長につきましては引き続き、塚本委員お願いいたします。

また、事務局についてですが、都市計画課長の岡原が異動により変更となっています。

それでは、本日の委員の出席についてご報告申し上げます。

1 号委員の榊原委員におかれましては、所用のためご欠席のご連絡をいただ

いております。また、3号委員の田村委員は本日公務のため、山口河川国道事務所 総括保全対策官 井畑代理委員にご出席いただいております。

本日、委員16名のうち、現在代理出席者1名を含む14名の出席がありますので、「岩国市都市計画審議会条例 第7条第2項」の規定による定足数を満たしており、本日の会議が成立していることをご報告申し上げます。

次に、本日の資料の確認をさせていただきます。

先日、開催通知とともに

- ・ A4用紙の資料① 議事次第
 - ・ A4用紙の資料② 委員名簿
 - ・ A4用紙の資料④ 前回資料の第39回岩国市都市計画審議会資料
 - ・ A3用紙の資料⑤ 都市づくりの目標
 - ・ A4用紙の資料⑥ 全体構想の分野別方針
 - ・ A4用紙の資料⑦ 地域区分の設定について
 - ・ A4用紙の資料⑧ 地域別ワークショップのチラシ
 - ・ A4用紙の参考資料 岩国高等学校「探究活動」との連携について
- を送付させていただきました。

そのほかに本日席に配布しております資料として、資料③配席表及び議事日程を配布させていただきます。

以上となりますが、不足資料等はありませんか。

なお、本日の審議会につきましては終了予定時刻をご案内のとおり15時00分としておりますので円滑な進行にご協力をお願いいたします。

- 塚本会長 よろしく申し上げます。それでは、お手元に配布してあります議事日程に基づき、議事を進めさせていただきます。はじめに、日程第1「議事録署名委員の指名について」でございしますが、本日の会議を進めるに当たりまして、岩国市都市計画審議会条例施行規則第13条では、「会長は、会議の議事録を作成し、会長の指名した委員2人が署名の上、保存するものとする」と規定されているため、梅川委員、長岡委員を本日の会議の議事録署名委員に指名します。よろしく申し上げます。

それでは、日程第2「報告第25号 岩国市都市計画マスタープランの改定について」です。

今回の報告内容のうち、「2-2第3章都市づくりの方針（全体構想）の見直しについて」までを、事務局から説明をお願いします。

- 事務局 それでは、お配りしております資料4に基づきまして、報告第25号岩国市都市計画マスタープランの改定についてご説明させていただきます。

本日の説明内容につきましては、1 ページに記載のとおり、少し内容が多くなっておりますので、まず、2 の都市づくりの方針、全体構想までについて一旦ご説明させていただきます。

32 ページになりますが、前回の都市計画審議会で使用した資料の抜粋となります。これまで都市計画審議会で、都市計画マスタープラン改定の位置付けといたしまして、現在、岩国市の総合計画、市の政策ビジョンである総合計画と国、県、市の国、県の都市計画の方針に基づく岩国市の都市計画に関する基本的な方針に当たる計画として、まちづくりの将来ビジョンを確立し、将来目指すべき町の姿を定めるものとして都市計画マスタープランがあるという風に説明させていただきました。現計画につきましては、平成 23 年に策定しておりまして、平成 29 年に総合計画の見直しに合わせて改定の方を行っております。

なお、昨年まで改定作業を行ってございました立地適正化計画との関連性につきましては、表の下の方にありますが、都市計画マスタープランに位置付けしております集約型都市づくりに向けての土地利用方針の誘導を図る計画となっております。よろしくお願いいたします。

続きまして、3 ページ目になります。作成体制につきましてです。改定作業につきましては、令和 6 年度、7 年度の 2 か年で行っていることをこれまで説明させていただいておりますが、3 ページの右側に記載しておりますとおり、都市計画課と庁内関係課の中で現在協議、調整を行いながら改正案を作成しております。

また、改正案の作成につきましては、市民意見の反映といたしまして、昨年 10 月に市民アンケート調査、高校生アンケート調査を行っております。

また、今後、6 月に実施予定としてありますが、市民の方とのワークショップの意見を改定案に反映させていきたいと考えております。改正する改正案につきましては、その都度、都市計画審議会に報告させていただき、ご意見、ご助言を踏まえた上で修正を行いながら、最終的には今年度末の公表を予定しております。

次に、4 ページになります。詳細なスケジュールをまとめたものになります。前回実施いたしました 2 月 3 日の都市計画審議会の中で、昨年実施いたしました住民アンケート調査を踏まえた都市づくりの目標、現計画書で 2 章にあたる部分について説明させていただき、ご意見をいただいております。

今回の報告につきましては、現計画の 3 章にあたる都市づくりの方針として、岩国市全域についての全体構想、こちらをまとめましたので、後ほどご報告させていただきます。その後のスケジュールといたしましては、6 月に地域別のワークショップ、住民の皆様との意見交換を行い、地域別構想の見直しを行いながら、今後、住民説明会やパブリックコメントを経て、今年度末の公表を予定しております。都市計画審議会には残り 3 回報告させていた

だく予定となっておりますので、よろしくお願いいたします。

続いて、5ページになります。こちらについては、前回の資料を一部抜粋したものを挙げております。前回、現計画書で記載しておりました事業等の取り組み状況や今後の課題について報告させていただいております。この中で、梅川委員より、現計画の課題として説明いたしましたメガソーラーによる自然環境や景観への影響について、市条例の対象外となる小規模ソーラーパネルが農地転用されて数多く設置されている状況についてご意見をいただいております。このご意見につきましては、後ほどご説明いたします全体構想の中の農地に関する土地利用方針の中で方針を取りまとめているので、後ほどご報告させていただきます。

続きまして、資料5の内容から説明させていただきます。こちらについては、前回のおさらいという形になりますが、前回の資料を基に説明させていただきますと、都市づくりの目標設定にあたりまして、左上に書いてあります人口減少、少子高齢化社会の進行、デジタル化の推進、自然災害の新発、激甚化等の社会情勢を踏まえながら、岩国市における問題点を整理し、都市づくりの課題を整理しております。

また、市全体の基本構想であります総合計画の将来像、右上の方に書いてありますが、こちらの将来像と基本理念、これらを踏まえた都市づくりの理念を整理し、都市づくりの目標をまとめております。前回、都市づくりの基本方針として4つにまとめた旨を報告させていただきましたが、基本方針より目標という表現の方がイメージがつかみやすいと考えておりまして、右下の方になりますが、都市づくりの目標の欄の基本方針を目標1、2、3、4に変更しております。

次に、3ページの将来都市構造部についてですが、市全域のものを記載しておりましたが、都市計画区域内が分かりにくくなっておりますので、4ページに拡大図の方を作成し、計画書の方に使っていきたいと考えております。

以上が前回の都市計画審議会の内容説明となります。

続きまして、全体構想の説明にあたりまして、スクリーンの方、ちょっとご確認いただきたいのですが、まず、全体構想の見直しにあたりまして、都市づくりの方針と全体構想につきましては、都市計画区域以外の岩国市内全域を踏まえたものを位置付けるものとなります。

また、今後整理いたします地域別構想につきましては、都市計画区域内に限った形での整理と予定しております。

続きまして、今回の全体構想の改定のポイントにつきましてですが、まず、先ほど申し上げました市の基本方針となります岩国市総合計画の基本目標を踏まえた取り組み方針の設定といたしまして、総合計画で7つ基本目標を定めておりますが、そのうちの都市計画マスタープランに関する部分につ

きましては、産業、生活環境、安心、安全の目標に関する施策を都市計画マスタープランの方に反映しております。

続きまして、②の社会情勢の変化関連計画、施設整備を踏まえた取り組み方針として、立地適正化計画の改定状況等を踏まえた内容とさせていただきます。

次に、3点目になりますが、昨年実施いたしました市民アンケート、高校生アンケートの結果の抜粋を挙げております。アンケート最後の質問の中で、20年後どのような町になってほしいかという回答についてスクリーンに表しておりますが、まず、市民アンケートの結果といたしましては、それぞれの地域の中心に必要な施設が集まる身近なところで便利な町が1で、方向性につきましても同じ内容のものが2番目の回答となっております。

また、市民アンケートの2番目として、災害に強い安心、安全な町、3番目に、公共交通で移動しやすい便利な町となっております。こういった市民、住民、公をし、全体構想の方に反映していく予定としております。こうした改定ポイントを踏まえまして、全体構想の説明につきまして、資料6と配布させていただいております現計画書の44ページからになりますが、こちらを基に説明させていただきます。

最初に、全体構想とは何かということを改めてスクリーンに現計画書の44ページのことを記載しておりますが、本市の都市づくりの課題を踏まえ、都市づくりの目標を実現するために、土地利用や都市施設の整備等、分野ごとの都市づくりの方針を定めるものとなります。こちらの方針につきまして、資料6を基に改定案について説明させていただきます。

資料6の1ページ目になりますが、1つ目の都市利用の方針についてですが、枠内に基本方針を記載しております。最新情報として、立地適正画計画を踏まえたコンパクト・プラス・ネットワークの実現等を記載しております。

次に、土地利用類型別の方針といたしまして、①市街地についてです。ここで赤字の説明文を入れておりますが、現計画書では説明文がありませんでしたので、文言の定義ということで追加しております。

2ページ目以降になりますが、見直しの方針といたしまして、表にまとめております。左側に現計画の方針、真ん中に新改訂版の方針、右の欄に見直しの視点として改定のポイントを記載しております。

順に内容についてご説明させていただきます。内容説明につきましては、赤字で記載しております改定のところを中心に説明させていただきたいと思っております。

まず、2ページ目の1段目について、商業・業務地としての岩国駅、市役所周辺につきましては、岩国駅周辺整備事業の完成や岩国駅前南地区第一種市街地再開発事業、岩国市中心市街地活性化計画を踏まえた方針を記載して

おります。

次に、２段目の玖珂・周東地域につきましては、計画後に新しく整備いたしました周東総合支所、玖珂支所の拠点を踏まえて更新しております。

３番目の幹線道路沿いや新岩国駅周辺等の地域につきましては、立地適正化計画を作成しており、この中の都市機能誘導区域に当たるところになり、施設の誘導について記載しております。

次に、４段目になりますが、錦帯橋周辺の岩国地区につきましては、地区名を将来都市構造図で記載しておりました地区名、城下町地区に統一しております。また、総合計画において、観光交流の促進、推進を記載しておりますので、その記載に合わせまして、城下町地区内の回遊性の向上を図ることを記載しております。

３ページの１段目になりますが、こちらにつきましても、城下町地区の観光拠点としての方針を、総合計画の観光交流の推進という観点から、観光拠点としての機能強化を図る旨の記載としております。

次に、３ページの住宅地の方針につきましても、こちらについては、これまで住宅地の１つの方針となっておりましたが、立地適正化計画におきまして、誘導区域をにぎわい居住地、誘導区域外をゆとり居住地と分けておりますので、この計画につきましても区分けして、それぞれの区域で目指す暮らし方に応じた土地利用方針を記載しております。

なお、市街化調整区域や都市計画区域外の住宅地の方針につきましては、後ほど説明いたします農地、集落地の方に記載をしております。

続きまして、５ページ目になります。工業地の更新について１段目に、岩国港臨海部で現在国交省が実施しております臨港道路整備事業、こちらの方の記載を追加しております。道路の完成により、埠頭間の輸送ネットワークの向上等が期待されております。

続きまして、５ページ目の４段目になります。総合計画における企業誘致の推進を受け、新たな産業団地の立地に向けまして、環境整備等の体制整備に対する方針を新規で追加しております。

続きまして、６ページに移らせていただきます。農地集約地の方針につきましては、関連計画の更新や地域産業の振興といった情勢の変化を踏まえまして、それぞれ文言修正を行っております。

６ページの４段目になりますが、こちらにつきましては、再生可能エネルギーの発電施設の内容につきましてもの記述になります。前回、梅川委員からいただきましたご意見を踏まえての記載となっております。前回の意見を踏まえまして、市の関係機関、環境政策との協議を行ったところではありますが、脱炭素社会に向けて再生可能エネルギーの活用は推進されておりますが、一方で、地域の自然環境等に対する配慮が確保されずに開発行為等が行われている状況を踏まえまして、令和５年に５００キロワット以上の発電設備

の設置に関する条例の方を整備しております。ご意見をいただきました農地転用されて設置される小規模ソーラーパネルの課題につきましては、自然環境や周辺との景観問題、あとは農業担い手不足等の解消と複合的な要因があると考えておりますので、今後、必要に応じて関係部署で対応策等を検討したいと考えておりますので、よろしくお願いいたします。

続きまして、8 ページになります。山地・丘陵地の方針につきましても、大きな見直しは行っておりませんが、社会情勢の変化を踏まえたものを記載しております。

あと、9 ページの自然公園につきましても、現計画では記載しておりませんが、豊かな自然環境との共生という都市計画マスタープランの方針に基づいて記載する必要があると考え、新規で追加しております。

続いて、10 ページになります。2 適正な土地利用の規制、誘導に関する方針につきましても、こちらについても、立地適正化計画を踏まえた居住の誘導についての記載を行っております。

10 ページの2 段目につきましては、誘導区域外の開発に対する立地適正化計画の届出制度を活用した内容を記載しております。

11 ページ、12 ページの市街化調整区域等の方針については、大きな見直しはありません。

13 ページに市全域の都市利用方針について一部を示しておりますが、こちらについても、14 ページに都市計画区域内の拡大図を掲載しております。

以上が1 つ目の土地利用方針の見直し案となります。

次に、15 ページから2、市街地整備の方針について説明させていただきます。ここでは、基本方針として、拠点に応じた機能の強化、地域特性を生かした市街地形成、既成市街地における住環境の改善と安全性の確保を定めております。1 の市街地整備の方針の①拠点地区の整備についてですが、こちらについても総合計画で記載しております。

中心市街地活性化基本計画、立地適正化計画の内容、事業内容を踏まえて、それぞれの拠点の役割に応じた機能の強化や維持を図ることとしております。

続いて、17 ページになりますが、②既成市街地の改善再生についてですが、これまでも同様の内容としておりますが、4 段目の新規追加といたしまして、南岩国駅前の駅前整備事業が完了したことによりまして、現在、南岩国駅前地区で道路整備や公園、雨水排水対策の事業を行っておりますので、その内容を新規で追加しております。

また、17 ページの1 番下になりますが、城下町地区の記述につきましても、岩国市歴史的風致維持向上計画の認定を受け、歴史的市街地保全の整備を行うことを記載しております。

続きまして、18 ページになりますが、新たな市街地の整備方針につきまし

ては、立地適正化計画の誘導区域内での整備の方針を追加しております。

以上が2つ目の市街地整備の方針の見直し案となります。

次に、19 ページから3つ目の方針、都市施設整備の方針についての説明になります。基本方針としては、道路網の整備、公共交通網の整備を挙げております。また、持続可能な既存施設の適切な再編更新、維持管理を定めておりますこの交通施設整備の方針の1の道路の整備の方針につきましては、まず、広域幹線道路については、広島市等の都市間連携、交流の促進やバイパスの整備によるダブルネットワークの確保による災害に強い道づくりに向けて整備促進を図る旨の記載を追加で行っております。

また、次の20 ページの長期にわたり事業が行われていない都市計画道路につきましても、これまでも、道路整備プログラムに基づいて整備された方針について地元と協議を行った上で都市計画道路の見直しを行っておりますが、引き続き適切な整備、見直しを行う旨の記載となっております。

次に、21 ページの地域幹線道路、主要な生活道路、道路施設についてですが、2 段目に新規で追加しておりますが、老朽化する道路施設について計画的に修繕を行い、維持管理費の削減を図る予防保全型の維持管理に取り組む方針を挙げております。

続きまして、23 ページになります。②の歩行者自転車道路整備の方針につきましても、社会情勢を踏まえた修正を行っております。

次に、③公共交通施設の整備についての方針において、24 ページの鉄道に関する記載を行っておりますが、2 段目に、沿線人口の減少に伴う利用者減少を踏まえた錦川清流線のあり方について、今、市の方で検討しておりますので、その内容について新規で記載しております。

また、3 段目になりますが、削除した項目になります。これは岩国駅の整備事業、東西自由通路の整備等が完成したことから削除しております。

25 ページの2 番目になりますが、関連する計画となります地域交通、地域公共交通計画に記載しております。新技術の導入、DX を活用した取り組みを新規で記載しております。

続きまして、26 ページになります、④駐車場、駐輪場整備の方針につきましても、総合計画における観光交流基盤の整備充実の施策を踏まえ、城下町地区における駐車場整備の方針について新たに追加しております。27 ページ、28 ページの交通施設の整備方針図、こちらについては、主に道路関係について事業化されております国道188号藤生長野バイパスを整備段階に更新いたしました。

また、県道の開通に合わせても更新を行っておりますが、1 点更新漏れがありまして、28 ページの方の図面になりますが、岩国インターチェンジ、高速道路の岩国インターチェンジの下の県道岩国大竹線、こちらにつきましても、今、点線の事業中、整備中という記載にしておりますが、山口県の方に

において森ヶ原バイパスを整備されておりますので、こちらについては今後整備中という記載に修正いたします。大変失礼いたしました。

続きまして、29 ページになります。こちらにつきましては、污水处理施設整備の方針と河川整備の方針についてです。こちらについても、見直しといたしましては、社会情勢に応じた変化や、先ほど道路施設の方でも説明いたしました予防保全型の維持管理の取組についての修正を行っております。

続きまして、31 ページになります。(3) 公園・緑地の整備方針につきましても、2 段目に、現在岩国運動公園内で、山口県による県立武道館の整備が進められております。

今後完成により、効率的なスポーツレクリエーションの拠点として完成することになりますので、機能の充実を図りながら、市民等の利用促進に努める記載としております。

また、3 段目につきましては、愛宕山地区の運動施設、公園の整備状況を踏まえ、5 段目につきましては、公園の施設につきましてもこれまでのインフラと同様に予防保全型の維持管理を図っていく旨、長寿命化に取り組んでいく旨を記載しております。

続きまして、32 ページの 3 番目になりますが、こちらにつきましても、長期間にわたって事業が行われていない、都市計画公園、こちら市内に 2 か所ありますが、こちらについての見直し方針を作成しております。続きまして、33 ページ(4) その他都市施設整備の方針といたしまして、上水道施設、ゴミ処理施設等の整備方針をまとめております。こちらにつきましても、関連計画を踏まえた整理方針を行っております。

また、新規項目として、34 ページ、35 ページに挙げております。5 項目ほど新規で追加しております。こちらにつきましても、公共施設の再編を今現在市の方で取り組んでおりますので、施設の有効活用を図るものや観光交流基盤の整備充実の観点からの施設整備を記載しております。

以上が 3 つ目の都市施設整備の方針についての説明となります。

続きまして、36 ページから 4 つ目の方針となります自然的環境の保全、整備の方針についてです。こちらにつきましても、基本方針については現計画から大きな見直しは行っておりませんが、本市の特色であります豊かな自然環境と共生するまちづくりの推進をテーマとしておりますので、計画、方針に基づいて推進を図っていきたいと考えております。

また、38 ページ、④農地の保全と活用になりますが、こちらにつきましても、先ほどご説明いたしましたソーラーパネルの問題とリンクしてくるところになりますが、農作物の生産基盤である農地について保全・活用を図っていく方針としております。

次に、40 ページの市街地の緑化の方針についてです。3 番目の記載内容を追加しておりますが、関連するみどりの基本計画の中で、岩国市のシンボル

となる山林の保全として、岩国城の城山の山林保全を記載しております。

続きまして、41 ページ、こちらにつきましては新規で追加しておりますが、(3) 地球温暖化対策の推進、こちらにつきましても、総合計画で脱炭素社会、循環型社会の構築に向けた取組を記載しておりますので、関連する内容を記載しております。

以上が、4 つ目の自然的環境の保全整備の方針の見直し案となります。

次に、43 ページになりますが、5 つ目の景観形成の方針についてとなります。基本方針として、まちなみの保全、整備による文化的経過の継承、地域特性を生かした魅力ある景観の保全、創出を定めております。

(1) 地域資源を生かした景観の保全、形成の方針としまして、①自然と歴史文化を生かした景観形成について、関連する岩国市景観計画の関係計画を踏まえた内容修正を行っております。

また、国の重要文化的景観に選定されました城下町地区の町並み保全や整備を図ることにより、文化的景観の継承や錦帯橋の世界遺産登録に向けた取り組みを推進する旨の記載を行っております。44 ページから 47 ページに関する景観の更新につきましては、大きな見直しは行っておりません。以上が、5 つ目の方針となります。景観形成の方針の見直し案となります。

次に、48 ページ目からの 6 つ目の方針、都市防災の方針についての内容となります。都市防災の内容につきましては、昨年実施いたしました市民アンケートの今後のまちづくりにおいて特に重要と考える項目の中で最も回答の多かった項目となりますので、市民の関心度が高いものと考えております。

48 ページの基本方針といたしまして、災害への備えや抑止に資する整備による安全性の確保や被害の最小限化を目指した防災作りを行うことを期待しております。都市防災の方針のうち、①自然災害による被害の防止軽減に関する方針といたしまして、主に浸水被害の最大に対する方針として 4 つの項目、国、県の実施する流域治水プロジェクトにおける河川の治水対策やハザードマップの策定、ポンプ場の整備等を挙げております。

また、次に土砂災害に関する方針を、49 ページの 2 段目以降に 4 項目を挙げております。山林や農地の無秩序な開発抑制や治水対策、砂防堰堤や救急車、急傾斜対策事業、また大規模盛土造成地の安全点検等を行っており、記載しております。

50 ページになりますが、②災害に強い市街地の形成といたしまして、2 段目に、災害時において避難路や物流の確保の観点から、緊急輸送道路沿道の建築物の耐震化の確保に関することやブロック塀の安全確保について記載を行っております。

また、52 ページの③情報の活用と防災体制の確立強化に関するところになりますが、4 段目に岩国市国土強靱化地域計画の策定を踏まえて、一時避難や災害用の物資等の災害地に含まれた整備を行う旨の記載を行っております。

す。

以上が6つ目の都市防災の見直し案となります。

最後の7つ目の方針についてですが、こちらについては、現計画では、地域特性を生かした土地づくりに向けてとして、53ページの表に記載しております5つの都市づくりの推進目標を記載しておりました。この内容につきまして、改定版では、地域特性の活用による交流とにぎわいの街の実現に向けてというタイトルに変更いたしまして、総合計画の将来像の実現に向けた内容に変更したいと考えております。方針として、現計画のものを踏襲しつつ、人口減少や高齢化社会等を踏まえまして、4番目のDXの推進や5番目の地域を支える人材の確保、育成を案として追加しております。

詳細な内容につきましてはまだ決まっておりますが、6月に実施します地域別のワークショップの中での地域の皆さんの意見を踏まえ、地域特性の活用といった観点から、内容を整理し、次回の都市計画審議会でご報告させていただきたいと考えております。最後に、54ページになりますが、これまでご説明いたしました3つの分野別の方針について、都市づくりの目標との関係性を表にまとめております。

それぞれの方針を推進していくことによって、総合計画で掲げております岩国市の将来像の実現を図っていくものとしております。

以上、長くなりましたが、現段階で取りまとめております全体構想の改定の説明を終わります。

ご意見の方、ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

○塚本会長 はい、ありがとうございます。それでは、ただ今の事務局の説明に対する質疑やご意見があればということになっていますが、特に4号委員の方にとって、今の話はほとんど念仏みたいなものだったのではないのかと推測いたします。つまり、何を指定されたかっていうことも実はよく分からなかったのではないかと思います。ここまで言うところとちょっと失礼かもしれませんが、今まで全体、街をどうするかっていうような方針をかなり柔軟に議論もして、どんな街になったらいいよねっていうようなこともやってきたと思うのですが、この都市計画マスタープランというのは、行政が今から都市行政を進めていく上でのバイブルになります。そこで、ここに書かれた内容やここで決められた内容は、都市計画課として、これに基づいて行政を進めていかねなければならないし、ここで他の部局と協議をして合意したものについては、他のところも合わせて他部署でここに書かれていることをやっていただかなければいけないということになります。今から少し噛み砕いて説明していきます。

1番最後のページにおいて、1番左側にいくつかの分野が書いてあります。今説明がございましたのは、土地利用に関する方針、市街地、住宅市街

地の整備に関する方針、都市施設に関する方針、それから自然的環境についての方針、景観についての方針、最後に都市防災についてとなります。これは都市計画マスタープランの中で、この分野については責任持って方針を定めます。これでいいですよねということが今日の議論になります。そして、例えば土地利用の方針というのは、市域をどこに広げますとか、土地利用、用途地域をどのように変えましたっていうのも含めて、都市としての土地の使い方をきちんと決めますというものが土地利用ということになります。

そして、先ほどの説明の中では、土地利用の中にいくつかあって、1つは類型別方針の市街地として定めるのはここです。市街地の中には商業・業務地はここにします、住宅地、住んでいただくところはここですと、工業として使うところはここですということを決めた上で、先ほど説明した方針で臨みますということを色々説明いただいたということになります。

それと同じように、資料の類型別の方針の中には、農地という農業的な土地とあり、山地・丘陵地があり、自然公園もあります。これは国で言うと国土利用計画みたいなことに関係することになるでしょうが、特に公園として積極的に位置付けていくものの土地はこういう方針にしますっていうことを先ほど説明いただいたと考えています。

それから、土地利用方針の中にもう1つ重要なことがございまして、適正な土地利用の規制運動に関する方針、これが都市計画行政の中で非常に重要なもので、市街化区域と市街化調整区域に分け、場合によっては建物を建ててはいけませんといった規制をかけることもできます。

ですから、結構さらっと説明されましたけども、内容としては非常に大事な部分で、市街化区域及び市が用途地域についてはこう定めます、調整区域はこのように定めます。それから、岩国市の場合は都市計画区域が2つあり、線引きといって、旧岩国市内のように市街化区域、市街化調整区域という非常に厳しい土地利用規制がかかる部分と、都市計画の用途地域とそれ以外といった区分で規制をしています。それ以外である錦町や玖北といった都市計画区域の外という、3つの異なる地域ごと分かれています。これは総合計画を受ける形で書かれていますけども、実際は、都市計画としてきちんと面倒を見ていくのは都市計画区域内ということになるので、線引き都市計画区域か、非線引きの用途地域だけの都市計画区域は、このように都市計画上の土地利用を規制、誘導の方針を持ちますというのが多分2番目に説明されておりました。

それから、都市計画マスタープランは都市計画の内容ですので、土地利用の次に市街地整備というのがあり、今までの都市計画審議会の中でも議論してきたのが、区画整備等の市街地整備をどうするのかといった、方針を決めて対応していくことがあります

それからもう1つ、都市計画の行政の中で大きいのが都市施設ということ

で、これも都市計画審議会の中で何回も出てきたと思いますけど、下水道をどうするか、道路のバイパスをどのように計画整備、計画変更していくのようなことは、この都市計画マスタープランに書かれているものであって、行政はそれをやっていることになります。そしてその中には、自動車道路や自転車道路があり、公共交通というものもあります。都市施設としては、交通施設、汚水処理、河川、それから公園、緑地、その他都市施設があります。これは都市計画の制度の中で決まっているものが順番に並んでいるということです。ですから、これは勝手に書かれているものではなく、一応都市計画の制度に基づいてきちんと項目立てをして、それについて方針を書かれているということになっています。その後、自然環境の保全とか景観形成と防災といった項目があり、特に景観なんかは都市計画と関係のないようなこともありますけども、例えば景観計画みたいなことになると、都市計画できちんと方針をたて、法制度にのっけていく必要がありますので、この辺りもきちんと都市行政の中で目配りしていきますということが、全体構想として書かれたということになっております。

そのため、その前の段階で方針というのはある程度皆さんにご議論いただいているので、大きな問題はないのかもしれませんが、今少しご説明させていただいたことを考えると、これは都市計画行政として今後岩国市が全体内容でやっていくことについて、今説明を受けた段階で何か納得できないことがあるとか質問があるとかいうことがあればちょっとご発言いただくとともに、事務局の方としても、とても大量な内容になりますので、ここで適確な質問ができるかどうかということもあると思います。

したがって時間的な要因も見ていただくためにもし何かあれば、個別に、ご質問もしていただいて、それを次の都市計画審議会に反映させることも含めて、何かしていただけたらいいと思います。

はい。じゃあ私の発言はここまでとさせていただきます、ご発言を是非お願いいたします。

○豊島委員 恐縮なのですが、今先生がおっしゃっていただいた、それから事務局からご説明があったテクニカル論というのは、ものすごく精練されて、これをご質問、何かをしても、それはこうですって言うだけでいいのですが、今回、この目標はたくさん書いてありますが、目的がさっぱりわかりません。

結局、私ども経済界といたしましたら、岩国駅に降りた時に、岩国ってこんなところだなといったことが分かりにくいのです。どこに行っても岩国というのは1推しに、2推しぐらいまで推さないと降りた瞬間や街を歩いただけでは分かりません。そしてこの都市計画マスタープランを作っていただいても、街は綺麗になるのかもわからないのですが、楽しい街になるのかと思い

ます。

すみません、本当にソフト的なことを言って申し訳ないのですが、最近いろんなところに行く時があって、降りた時にこの街はこれを推したい、こういうことを本当に大切にしているということが分かる街が観光的にも商業的にも成功している街だという風に私は捉えているので、少し今日の説明からは読み取りすることがすごく難しかったです。何のためにこれやるのですかっていうのをわからないと、市民の方も要望のしようがないのではないかなという風なことを少し私も感じましたので、その点のご説明をしていただきたいと思います。しかし、それは、どこでも論じてないのではないかなと少し思っていて今、一生懸命、商工会議所でもその点についてメンバーと一緒に議論を始めるところですので、先生方やそれから市の皆さん、そしてこの審議会の皆さんにもお知恵をいただいて、岩国といえこれとこれとこれってといったものから、イメージ戦略、完成戦略をぜひ取り入れていただきたいと思います。長くなりすみません。

○塚本会長 はい、ありがとうございます。このことは、多分、先ほどのご説明の中では、1つは都市計画マスタープランの位置付けとか、総合計画の関係とか、また、そういう中でどのように議論されてきて、今後どのようにまた議論があるのかっていうこともあるかと思いますので、これ、事務局の方で少し、今のご質問なりご意見に対してのご回答なり、方針がありましたら、ご説明いただけませんか。

○事務局 はい、ご意見いただきましてありがとうございます。

おっしゃるとおり、都市計画マスタープランで実施してきております、将来像を豊かな自然と共生する活力あるまち岩国という目標で進めておりますが、なかなか市民の方が見て、どういったまちづくりをしていくのかっていうところが、中々見えてきづらいっていうところのご指摘を真摯に受け止めて、また少し内容についても少し検討させていただきたいと思います。ありがとうございました。

○武田委員 すみません、少しこれは間接的な話なのですが、今日そもそこの会議、何のために開かれて我々集められたのかっていうのがわからないぐらいでして、この資料もすごくボリュームがあります。

そして、この資料も、実際にどのように見てもらって、今日、会議するにもどういうことで集まって、皆さんにどういうことを議論してほしいのか、そもそも1時間しか想定されてない中で、50数分が説明で、みんな黙って聞いて、もうあと数分したら帰る、これ何のために会議を開かれたのか、説明についてもほとんど書いてあること読んでいるだけなのであれば、今さっき

座長が終わった後も説明されたけど、そこら辺のことっていうのはその案内のところである程度書いとけば、もうスタートから5分、10分で議論から始められる内容だと思います。

そしたら、会議の向き合い方自体少し考え直してもらわないと、これだけの人数集めて、やっぱりちょっとそれは、皆さん午後からの時間取ってやっているのに、もう読んでおいてくださいで済むような会議、やっぱりそれは少し会議の持ち方というのをもう少ししっかり考えてもらえればと思いますし、我々も時間割いてやっています。

そして、事前に資料も読み込む、これだけの資料をどう読み込んだらいいかわからないような投げかけをするというのはちょっと、本気で向き合う気があるのかって聞きたくなるように思います。少し厳しいことを言いますけど、やはりそれは今後の会議の持ち方や資料の出し方を考え、今回の会議で何を求めていくのかということを事務局がよく整理をすべきです。そのため、後で個別に聞きますみたいな話はないと思います。会議で委員を集めておいてそれはないと思いますので、やはり少し考えてもらいたいかなと思います。

○事務局 すみません、おっしゃるとおりです。今回時間がない中で皆さんに説明ばかりになってしまい、そこについては大変申し訳なく思います。

そして、今日本当に長いボリュームがあって、その説明ばかりになってしまい、その辺をいろんな委員がおられますのでなるべく分かりやすくと思ったところではありますが、本来いろいろご議論、ご意見をいただく場ということで来ていただいておりますので、そこをもう一度時間配分や内容含めて、工夫させていただきますので、本当おっしゃるとおりだと思います。

今回時間がないということというのは、一番申し訳なく思っておりますので、再度、資料の作り込みの仕方や説明の仕方も含めて見直させていただきますので、よろしくお願いいたします。

○藤本委員 ある程度資料も、こういう方向で読んでください、こういうご意見くださいっていうのが最初にあったらなんか違うと思います。これだけのボリュームがあって、どこから、その整理していこうかじゃないけど、それと、これだけのものがあるのであれば、1時間ではなくて、資料の説明のところと、ご意見いただき議論するっていうところを分けてもらわないといけないと思います。

それともう1つは、会長の方からありましたけど、これを基に、岩国って全然発展せんね、こうしたらいいねっていうのを私たち議員は言われるけど、本来言ったらこれ基に全部進んでいるわけですから、これもものすごく重要だと思います。

そのため、我々もぎゃーぎゃー言うようになるのですが、少しその辺り、職員の方も本気で取り組んでいただきたいなと思います。

それともう1つ、ワークショップの件で、先般自治会の方で説明いただいた時も、わずか2回で決めてくださってというのがありなのかっていうような話もあり、そういうところもよく配慮して、これが何なのかということ、よく住民に分かるように説明をしてほしいと思います。もう時間がなくて焦っていますが、例えばにぎわいのある街、にぎわいとはそもそも何を目的としているのか、どういう数字を目指しているのか、にぎわいがないとすればその原因は何なのかというのは、この資料を読んでも全く分かりませせん。

最終的には分析や評価とかつくとは思いますが、議論のときに、この資料を作ってから何年経って、今はここに課題があって、こういう数字ですといった、もう少し全体の流れが含まれていないとこれを見て聞いただけでは、さっぱり分かりません。整理をされたものだけを見ても何も出てこないのもう少し課題や今はここまで進んでいるとか、今後はこうしていきたいといった内容にしていただかないとこれだけの膨大な量を整理されているとはいえ、読むのも苦痛ですので、もう少しその資料も工夫をしていただきたいなというふうに思います。

○長岡委員 もう全ての方が言われましたが、凄いいいことも書いてあります。しかし、総論として、具体的にどうなのかっていうのが全然見えてきません。前の方も言われましたけど、どういう街にしたいのかっていうのが見えないです。書いていることで、間違いが何ヶ所かあると思いますが、会長が言われたように、これがバイブルだと言われるとこれを決めた人はどこなのかって話になるときに、少し責任を感じるわけです。本当にこういう形でいいのかっていうことを少し感じて、本当にこの審議会の持ち方をやっぱり少し工夫していただきたいです。よろしくお願いします。

○塚本会長 ありがとうございます。こちらの方で何かのご意見とか、ご質問とかございますか。それでは少し会議時間が過ぎていくということですが、実はまだ半分説明が残っているようですので、とりあえず1回事務局の方で進めていただければと思います。

○事務局 すみません、会長、少し先ほどから、会の進め方についていろいろご意見いただきましたので逆に言うと、膨大な資料の中で、どこを都市計画課が議論して欲しいか、要約版を作るとか、会議の時間設定含め、慎重に話をしまして、会議が成立できるように考えてまいりますので、本当に本日は誠に申し訳ないと思っておりますが、少し変革の時間をいただけたらと思いますので、よろしくお願いいたします。

○塚本会長 そうしますと、この進め方はどのようにすればよろしいでしょうか。一旦後半の話があるかと思しますので、そこだけ手短かに説明をいただければと思います。

○事務局 それでは報告事項の地域別構想に当たりましての地域区分の設定と関連いたしますので2-4地域別ワークショップ、併せてご説明させていただきます。

まず資料7の方をご覧くださいと思います。資料7で第4章地域作りの方針、地域別構想の説明をさせていただきます。現計画の地域別構想につきましては、都市計画区域内を対象としております住民の生活圏に近い地域単位を6地域設定し、地域づくりの方針を策定しております。改定版につきましても、現計画の6地域について検討していきたいと考えております。また今後ワークショップを行う中で、見直し等が必要であれば、区域の変更を検討したいと考えております。

また、6月に実施する地域別ワークショップにつきましてですが、チラシの方を配布しておりますので、こちらをご覧くださいと思います。チラシの裏面に、対象区域を記載しております。6月6日以降、3会場にて計4日間、地域の住民の方を対象としたワークショップ、意見交換会を行いまして、現計画におけるまちづくりの取組状況を踏まえながら、20年後のまちづくりのあり方について意見をいただきたいと思いますと考えております。ワークショップにつきましては、各地域でそれぞれ2回、同じ内容を実施したいと考えております。地域ごとに2テーブルを用意しております。スライドの方で、会場のイメージを今から出しますが、地域ごとに1テーブルあたりの想定人数を6人から8人で考えております。地域の意見をいただきながら、岩国地域であれば「麻里布・川下地域」「西岩国地域」「南岩国地域」でそれぞれ2テーブルずつ1テーブル6人から8人参加していただいて、ご意見の方をいただきたいと思いますと考えております。チラシにつきましては、5月15日号の自治会の班回覧を行っております。また関係する団体である、自治会連合会や市民活動団体等にも周知を図りながら、参加者の方を募っていきたくと考えております。そして、実施するワークショップの意見を踏まえながら、現計画の地域別構想の見直しを行い、次回9月に開催する予定としておりますが、都市計画審議会での報告をさせていただきたいと考えております。

続きまして、参考といたしまして、岩国高等学校探究活動との連携についての報告となります。こちらにつきましては、昨年10月に実施いたしました高校3年生を対象としたアンケート調査をきっかけに、高校が実施する探究活動に参加させていただきました。探究活動については、地域の活動を発見し、他者の協力を得ながら、解決策を探る活動を通して、地域社会の課題や

課題を発見する力や、他者と共存する力を身につけるという岩国高校が実施するカリキュラムとなっております。今回文理探究科の1年生を対象とした「岩国市の大人と考えるプログラム」に、市の交通政策や環境政策、教育政策の担当者と一緒に参加しまして、内容としては、4月16日に市が策定いたしました資料「20年後の岩国市で住みたい都市の姿」を基に、生徒で事前学習を行い、4月23日に市の諸状況と取組状況を行っております。今後の人口減少社会といった課題の中で解決策を見出すのかを考えていただくものとなっております。来週になりますが5月21日に生徒が考えた発表を聞く機会となっておりますので、若い世代の考え方を今後の業務の参考にさせていただきたいと考えております。

以上長くなりましたが報告の方を終わります。

- 塚本会長　ありがとうございました。今のご説明で何かご質問とかを含めてありませんか。これは今からだろうと思いますし、もうこれはやるということでしょうから、しっかりおこなっていただければと思います。

それでは、少し途中の不手際もあったかもしれませんが、少し拡散してしまいましたが、先ほど部長の方から説明がありましたように、ある程度もう1回中身の精査やご意見いただけるポイントを整理した上でということがございましたので、次回の都市計画審議会まで予定とかも踏まえて少し何か考えがあればご説明いただければと思います。

- 事務局　いただいたご意見を踏まえまして資料の作成や会議の進め方について、少し精査いたしまして、対応させていただきます。

- 塚本会長　それでは少し尻切れトンボのような形になってしまいましたが、最後に何か一言ご発言ございますか。

それでは今の事務局の方のご発言を踏まえて今後何か動きがあるかなと思いますが、今回資料も一番大量なもので、しかも行政文書としての新旧対照表として、中々一般の方には読みにくい文章だと思いますが、大事なことも書いています。特に自分の関心のある範囲で結構だと思いますが、一応目を通していただいて、これでどうだろうかということがあればぜひ次回ご発言いただけるように、実際に中々そうっていなかった将来像やにぎわいとは何かみたいなことも含めて、少しフランクに議論しながら市の行政に反映させていけるような都市計画審議会になれば多少は役に立つものではないかなと思いますので、ぜひそこら辺の配慮を含め事務局には検討いただければと思います。ということで、本日の会議はこれで一応締めさせていただくということにしたいと、よろしいでしょうか。非常にご苦勞様でしたありがとうございました。

それでは事務局にお返しします。

- 事務局　それでは審議の方ありがとうございました。今回いろんな不手際等ございまして大変ご迷惑をおかけいたしました。また、次回からはいただいたご意見を踏まえて分かりやすい会議資料の作成や議事進行を行いたいと考えておりますので、よろしくお願いいたします。本日は長い間ありがとうございました。

〔15 時 15 分閉会〕

岩国市都市計画審議会条例施行規則第 13 条の規定により署名する。

令和 7 年 7 月 3 日

議事録署名委員 長岡 辰久

議事録署名委員 梅川 仁樹
